

広陵町告示第41号

広陵町罹災証明書等交付要綱を次のように定める。

令和2年7月20日

広陵町長 山村吉由

広陵町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項の規定に基づき、本町において災害(火災によるものを除く。)が発生した場合に町長が交付する罹災証明及び被災届出証明書(以下「証明書等」という。)に関し必要な事項を定める。

(証明書等の種類)

第2条 証明書等の種類は、次に定めるとおりとする。

(1) 罹災証明書 現実に居住のために使用している建物(以下「住家」という。)又は住家以外の建物(官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等以下「非住家」という。)の災害による被害について、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、町が現地調査等により罹災の事実を確認し、その罹災の程度について証明するものをいう。

(2) 被災届出証明書 住家及び非住家の被害が軽度である場合又はその他の工作物及び家財並びに町長が適当と認めるものに被害が生じた場合に、その事実を届け出たことを証明するものをいう。

2 町長が罹災証明書で証明する被害の程度は、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他の被害又は被害なしとする。

(証明書等の交付申請)

第3条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 被災届出証明交付申請書(様式第2号)

(2) 被災場所の地図

(3) 被災状況が分かる写真等

(4) その他町長が必要と認めるもの

3 前2項の規定により申請書を提出する者は、申請時に本人確認書類(運転

免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（写真添付のものに限る。）をいう。）の提示、その他町長が適当と認める方法により本人確認ができるものを提示しなければならない。

（証明書等の交付）

第4条 町長は、前条第1項の規定により罹災証明書の交付申請があった場合は、遅滞なく現地等を確認した上、適当と認めたときは、罹災証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

2 町長は、前条第2項の規定により被災届出証明書の交付申請があった場合は、速やかに申請内容を確認した上で、適当と認めたときは、被災届出証明書を交付するものとする。

（再調査）

第5条 前条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、被害認定再調査申請書（様式第4号）により、町長に対し再調査を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により再調査の申請があった場合は、申請内容を確認し適当と認めたときは、再調査を行うものとする。

3 町長は、前項の規定により行った再調査の結果について、速やかに本人に通知するものとする。

（代理人）

第6条 第3条及び前条に規定する手続について、罹災者又は被災者本人が行うことが困難であると認められる場合は、委任状（様式第5号）を添付の上、罹災者又は被災者の代理人が行うことができる。この場合において、次に掲げる者が代理人となるときには、委任状は必要としない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあっては、その同居人
- (2) 罹災者が法人の場合にあっては、当該法人の役員
- (3) その他町長が認めた者

（手数料）

第7条 証明書等の交付手数料は、無料とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。